

令和元年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和元年 12月 9日
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開会(開議) 令和元年 12月 9日(月) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 16番 福田 晃 議員 1番 大江 寿 議員

1. 出席議員

1番 大江 寿	7番 池田 賢治	13番 米澤 壽重
2番 村上 謙武	8番 安部 大助	14番 遠藤 義光
3番 菊地 政文	9番 前田 芳樹	15番 池田 信博
4番 石橋 雄一	10番 平田 文夫	16番 福田 晃
5番 村上 三三郎	11番 石田 茂春	
6番 西尾 幸太郎	12番 高宮 陽一	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課課長	佐々木 千明
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	河北 尚夫
教育長	村尾 秀信	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	大規模事業課長	村上 和久
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西洋 二
会計管理者	渡部 誠	危機管理室長	齋藤 和幸
財政課長	石田 寛弥	総務学校教育課長	池田 茂良
税務課長	濱田 勉	社会教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 里恵子	布施支所長	竹本 久
福祉課長	中林 眞	五箇支所長	金坂 賢一
保健課長	平田 芳春	都万支所長	田中 順子
環境課長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
商工観光課長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 山 根 淳 事 務 局 長 補 佐 中 村 恵 美 子

1. 町長提出議案の題目

議 第 86 号 令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)

議 第 87 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)

議 第 88 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第2号)

議 第 89 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第3号)

議 第 90 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第2号)

議 第 91 号 令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議 第 92 号 令和元年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)

議 第 93 号 令和元年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第1号)

議 第 94 号 令和元年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第1号)

議 第 95 号 令和元年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第2号)

議 第 96 号 隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例

議 第 97 号 隠岐の島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議 第 98 号 隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 第 99 号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議 第 100 号 隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

議 第 101 号 隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議 第 102 号 隠岐の島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議 第 103 号 隠岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議 第 104 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

の整備に関する条例

- 議 第 105 号 町道路線の変更及び廃止について
- 議 第 106 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設町民ホール建築工事〕
- 議 第 107 号 物品購入契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎(事務用デスク・椅子関連)〕
- 議 第 108 号 物品購入契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎(収納庫関連)〕
- 議 第 109 号 物品購入契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎(会議室)〕
- 議 第 110 号 業務委託契約の締結について〔隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設展示物製作業務〕
- 議 第 111 号 指定管理者の指定について〔西郷お魚センター(1階鮮魚・加工品販売所)〕
- 議 第 112 号 指定管理者の指定について〔西郷お魚センター(2階レストラン)〕
- 議 第 113 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町牧野〕
- 議 第 114 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町布施地区漁業振興施設〕
- 議 第 115 号 指定管理者の指定について〔島後斎場 愁霊苑〕
- 議 第 116 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町総合体育館・隠岐の島町運動公園〕

議事の経過

○議長(米澤 壽重)

ただ今から、令和元年第4回隠岐の島町議会定例会を開会します。

(開 議 宣 告 9 時 3 0 分)

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により16番:福田 晃 議員、
1番:大江 寿 議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの9日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和元年第3回定例会以降の議会に関する行事・会議などは、お手元に配付した資料のとおりであります。

主なるものをご報告申し上げます。

まず、この間、静岡県磐田市議会議員及び島根県邑智郡町村議会議長会が行政視察に来られました。視察内容は、隠岐ユネスコ世界ジオパークと、定住対策についてでありました。当日は、町長をはじめ担当課のご協力により、視察団の当初の目的を達成することができました。今後ともよろしく願いいたします。

10月28日には、島根県町村議会議員研修会が松江市の市町村振興センターで開催されました。今年度は、「最先端技術で変わる地域と自治体の未来」と題して、(株)日本総合研修所の井上岳一^{たけかず}氏による講演があり、将来の自治体はAIの導入と普及により、少ない職員を必要な部署に集中配置が可能となり、本来やるべき仕事へ集中でき、各インフラに高度センサーを設置しその実態把握をすることで、維持管理コストの低減と長寿命化が実現されるなど、自治体行政のスマート化が図られるとのことでありました。

もう一つは、「地方議会改革の動向と課題」と題して、山梨学院大学の江藤俊昭^{としあき}氏による講演があり、住民自治の根幹としての議会、地域民主主義の実現のための議会改革など、住民が議会に期待するものについて話されました。

11月12日には、東京都で「第38回離島振興市町村議会議長全国大会」が開催されました。開会宣言では、「離島市町村は、我が国の領域、排他的経済水域などの保全、海洋資源の開発利用等国益を守る重要な役割を担っており、離島の自律的發展を促進し、離島振興を図らなければならない。」との内容の宣言がなされ、14項目に及ぶ決議案件を採択いたしました。

翌13日には、「全国町村議会議長会創立70周年記念式典」、続いて、「第63回町村議会議長全国大会」が開催されました。全国大会の宣言では、「東京への一極集中が進み、地方では高齢化、過疎化が深刻で地域活力が減退している。地方創生を実現させ、『ソサエティ^{ソサエティ}5.0』時代に向け、体制整備を進める必要がある。」との内容の宣言がなされ、28項目に及ぶ決議を採

択いたしました。

また、14日に開催された「厚生年金への地方議会議員の加入を求める全国大会」、15日には「新過疎法制定実現総決起大会」へ参加し、関連する法整備実現に向け、国に対し要請をいたしました。

続いて、去る9月定例会において議決されました、委員会提出議案について、お手元に配付した「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

令和元年第4回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

年の瀬を迎え寒さが一段と厳しくなってきましたが、議員各位には、益々ご壮健のご様子、先ずもってお慶び申し上げます。

本日は、令和元年第4回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、ご多忙にも関わりませぬご出席をいただきありがとうございます。

さて、本議会には、令和元年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正並びに指定管理者の指定など、31件の諸議案をご提案させていただいております。どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切にご指導を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、9月に開催をいたしました「第3回隠岐の島町議会定例会」以降の主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、全国町村長大会について、ご報告申し上げます。

去る11月27日、東京都NHKホールにおいて「全国町村長大会」が開催され出席いたしました。

震災をはじめ記録的豪雨等の被災地における復興復旧をはじめ、一億総活躍社会の実現に向けた更なる地方創生の推進に向け、中でも本町に特に関わりのある、新過疎法の制定、参議院合区の早期解消、領土問題への毅然とした姿勢で臨むことなどを含む12の重点要望を決

議しました。町村が自主的・自立的にさまざまな施策を展開し得るよう強く実現を求めるものであります。

次に、全国市町村水産業振興対策協議会について、ご報告申し上げます。

去る11月28日、東京都全国町村会館において「全国市町村水産業振興対策協議会」が開催され出席いたしました。定期総会のあと「漁業経営安定対策の強化と人材育成・確保」について等、8項目にわたる要望書を農林水産大臣に提出をいたしました。

次に、砂原秀遍名誉町民追悼法要及び偲ぶ会の開催につきまして、ご報告申し上げます。

本年7月6日にご逝去された、故砂原秀遍名誉町民のご功績を偲び、11月11日、ご遺族6名をお迎えし、隠岐国分寺本堂において約80名の一般参列者出席のもと追悼法要を執り行いました。

その日の夜には、ご遺族と町関係者40名により隠岐プラザホテルにおいて、偲ぶ会を開催し、故人のお人柄や思い出話を時間の許す限り語り合いました。

次に、駅鈴が結ぶご縁交流事業について、ご報告申し上げます。

去る10月13日、「浜田藩開府400年記念式典」に参加いたしました。

たくさんの市民の皆様のほか、全国の浜田市に縁のある自治体関係者も多数参加され盛会に行われました。

中でも、「隠岐の駅鈴」が結ぶ史実を元に友好都市の縁組をされた三重県松阪市と浜田市の交流事業はわが町に特に縁深いものであり、式典翌日には、石州瓦の素材で制作された「駅鈴モニュメント」も披露されました。

案内板には、「隠岐の島町の駅鈴」と表記されており、全国で唯一「駅鈴」が現存する本町との文化交流を望む声も強く、今後、積極的に文化振興の観点から進めていきたいと考えております。

次に、日本・ポーランド国交樹立100周年記念事業につきまして、ご報告申し上げます。

国交樹立100周年事業として、10月5日から11日にかけて、本町と友好都市提携を結んでおります、クロトシン市を表敬訪問してまいりました。相撲をきっかけとして、文化交流、教育交流など行ってきたところでございますが、今後につきましては、継続的に交流するのであれば、お互いに明確なビジョンを持ち合い、できるだけ自然体で実施できるよう議論を深めることの必要性を確認し合ったところでございます。

また、11月にはクロトシン市長をはじめ、総勢12名の代表団の皆様が来島され、五箇地区相撲大会や100周年記念事業のポーランドフェスティバルにも参加され、町民の皆様との

交流活動が行われました。滞在期間中には、クロトシン市長と相互交流の効果や評価について意義のある意見交換をすることができました。民間企業の経済交流も念頭におきながら、これまでの効果検証を行い、ビジョン構築について検討してまいりたいと思っております。この交流事業実施にあたって、町民の皆様をはじめ関係者の皆様方には、深いご理解とご協力をいただきましたこと改めて感謝申し上げます。

次に、中学生議会の開催につきまして、ご報告申し上げます。

11月13日、14日の2日間、役場議場におきまして、「令和元年度中学生議会」を開催し、4中学校の3年生から提言をいただきました。

11月13日は、都万中学校12名から3項目、五箇中学校7名から2項目の提言がそれぞれございました。ふるさと学習の中で取り組んできたことや、地域でのアンケート調査の結果からの提言は、本町の課題を的確に捉えたもので、“まち”に対する熱い思いが伝わってまいりました。

翌日は、西郷中学校44名から8項目、西郷南中学校40名から8項目の提言がそれぞれございました。再質問、再々質問等もあり、苦しい答弁を迫られましたが、中学生議員の本町の将来を真剣に考える姿に感銘を受けました。2日間で21項目の提言がございましたが、中学生議員が住民の一員として「ふるさと隠岐」の未来を創るという意識の高さを強く感じとることができ、これからの町政に活かしていきたいと考えております。

最後に、第14回隠岐の島町いきいき祭りにつきまして、ご報告申し上げます。

11月17日、隠岐島文化会館におきまして、「第14回隠岐の島町いきいき祭」を開催いたしました。好天に恵まれ、オープニングから大勢の方にご来場いただき、盛大に開催することができました。

屋外の産業部門では、今年も多く屋台の出店がありましたが、特に高知県から鰹のたたき、また、隠岐高校の生徒による商業同好会の出店もあり、大勢の方が訪れておられました。

屋内の健康福祉部門では、健康チェックコーナーなど、ご来場の方々に保健・福祉事業に関するさまざまなPR活動を行い、健康について考えていただくよい機会となりました。大ホールにおきましては、大道芸のショーが開催され、親子連れを始め多くの方々に楽しんでいただきました。全体を通して、子どもさんから高齢者の方まで、大いに賑わうイベントとなりました。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、9月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いた

だきたいと思います。

○議長（米澤壽重）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第 86 号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」から議第 116 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町総合体育館・隠岐の島町運動公園〕」までの 31 件を一括して議題とします。

日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました 31 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

まず、議第 86 号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」から議第 95 号「令和元年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 2 号）」までの 10 件の補正予算についてご説明いたします。

議第 86 号の「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 12 億 4,763 万 4,000 円の減額でありまして、補正後の予算額を 180 億 4,217 万 9,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、有木小学校大規模改修事業、林業施設災害復旧事業、生活保護事業などを増額し、庁舎整備事業、私立保育所運営事業、通学路安全対策整備事業などを減額するものであります。

併せて国家公務員等の給料表の改定を参考とし、職員の一時金の支給月数及び給料表改定により、人件費を増額するものであります。

次に、議第 87 号の「令和元年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 4,762 万 4,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 19 億 4,501 万 8,000 円とするものであります。

補正の内容は、個人番号カードによるオンライン資格確認等の導入に伴うシステム改修費の増額、財政調整基金の積立による増額及び人件費の増額であります。

次に、議第 88 号の「令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 117 万 8,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 9,926 万 3,000 円とするものであります。

補正の内容は、電子カルテ機器の基本ソフトサポート終了に伴うソフトウェア及び端末機器の入れ替えによる経費並びに人件費の増額であります。

次に、議第 89 号の「令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 129 万 1,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 1 億 7,258 万 8,000 円とするものであります。

補正の内容は、電子カルテ機器の基本ソフトサポート終了に伴うソフトウェア及び端末機器の入れ替えによる増額であります。

次に、議第 90 号の「令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 219 万 1,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 1 億 4,158 万 4,000 円とするものであります。

補正の内容は、電子カルテ機器の基本ソフトサポート終了に伴うソフトウェア及び端末機器の入れ替えによる経費並びに人件費の増額であります。

次に、議第 91 号の「令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 2,790 万円の減額でありまして、補正後の予算額を 21 億 3,242 万 6,000 円とするものであります。

補正の内容は、漁業集落排水整備事業における国費割当の減に伴う事業費の減額、公共下水道施設整備費の減額及び特定環境保全公共下水道施設整備費の増額であります。

次に、議第 92 号の「令和元年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 9 万 4,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 2,328 万 5,000 円とするものであります。

補正の内容は、人件費の増額であります。

次に、議第 93 号の「令和元年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 101 万 8,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 3,841 万 8,000 円とするものであります。

補正の内容は、電子カルテ機器の基本ソフトサポート終了に伴うソフトウェア及び端末機器の入れ替えによる増額であります。

次に、議第 94 号の「令和元年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第

1号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は54万4,000円の追加でありまして、補正後の予算額を954万4,000円とするものであります。

補正の内容は、電子カルテ機器の基本ソフトサポート終了に伴うソフトウェア及び端末機器の入れ替えによる増額であります。

次に、議第95号の「令和元年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。収益的予算の補正額は収益的支出におきまして6万9,000円の追加でありまして、補正後の予算額を収益的支出で5億5,947万円とするものであります。

補正の内容は、人件費の増額であります。

続きまして、議第96号から議第104号までの9件につきましては、条例の一部改正に関する議案であります。

まず、議第96号の「隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例」についてであります。住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、印鑑登録及び印鑑登録証明書への旧氏の使用を可能とするため改正を行うものであります。

次に、議第97号の「隠岐の島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。成年被後見人等の権利に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第98号の「隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第99号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、地方公務員法が改正されたことに伴い所要の改正を行い、併せて国家公務員等の給与制度の改定を参考とし、給料表の改定、勤勉手当の支給率及び住居手当の改正を行うものであります。

次に、議第100号の「隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。地方公務員法、地方自治法の一部を改正する法律の施行及び隠岐の島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定により所要の改正を行い、新たに再任用職員について短時間勤務の規定を加えるものであります。

次に、議第 101 号の「隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。地方公務員法、地方自治法の一部を改正する法律の施行及び隠岐の島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定により所要の改正を行い、新たに非常勤職員について休業制度の規定を加えるものであります。

次に、議第 102 号の「隠岐の島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。会計年度任用職員制度の導入に伴い常勤職員と同様に給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されたことにより関係規定を追加するものであります。

次に、議第 103 号の「隠岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、地方公務員法が改正されたことに伴い所要の改正を行い、併せて通勤手当の支給方法等を規則で定める改正及び正規職員の給料表の改定に伴う改正を行うものであります。

次に、議第 104 号の「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」についてであります。会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整備及び引用する条項の整理を関係する 13 の条例について行うものであります。

次に、議第 105 号の「町道路線の変更及び廃止について」ご説明いたします。

まず、難線は、国道 485 号道路改良工事に伴い、起点を変更するものであります。

東郷 35 号線は、現状道路としての機能を有していない部分があるため、終点を変更し路線を短縮するものであります。

中条 275 号線は、二つの路線に同じ路線名が使用されていたため、一つの路線名を変更するものであります。

東郷 272 号線は、同路線を重複して認定していたため、廃止するものであります。

次に、議第 106 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設町民ホール建築工事〕」についてであります。木造軸組における金具類の変更と、耐火間仕切りを追加する必要が生じたため工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 107 号から議第 109 号までの 3 件の議案につきましては物品購入契約の締結についての議案であります。

まず、議第 107 号の「物品購入契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎（事務用デスク・椅子関連）〕」についてであります。去る 11 月 20 日、5 者による指名競争入札を執行いた

しましたところ、有限会社服部が落札いたしましたので、同社と契約金額 4,048 万円で物品購入契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 108 号の「物品購入契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎（収納庫関連）〕」についてであります。去る 11 月 20 日、5 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社柘植文具が落札いたしましたので、同社と契約金額 1,474 万円で物品購入契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 109 号の「物品購入契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎（会議室）〕」についてであります。去る 11 月 20 日、5 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社柘植文具が落札いたしましたので、同社と契約金額 1,243 万円で物品購入契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 110 号の「業務委託契約の締結について〔隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設展示物製作業務〕」についてであります。去る 11 月 15 日、公募による条件付き一般競争入札を執行いたしましたところ、1 者が応札し、北海道地図株式会社東京支店が落札いたしましたので、同社と契約金額 2 億 4,200 万円で業務委託契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 111 号から議第 116 号の 6 件の議案につきましては、「指定管理者の指定について」の議案であります。

本町が設置しております公の施設の管理運営を、指定管理者に行わせることとし公募したところ、議第 111 号「指定管理者の指定について〔西郷お魚センター（1 階鮮魚・加工品販売所）〕」につきましては 2 団体から、議第 112 号「指定管理者の指定について〔西郷お魚センター（2 階レストラン）〕」につきましては 1 団体から応募があり、「隠岐の島町公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会」を開催し、提案書に基づくヒアリング等を実施した結果、当該団体において適正な管理が見込めると判断し、当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしました。

議第 113 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町牧野〕」から議第 116 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町総合体育館・隠岐の島町運動公園〕」までの 4 議案につきましては、それぞれ 1 団体からの応募があり、これまでの実績等を踏まえ検討した結果、当該団体において適正な管理が見込めることから、当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしました。

これらの議案につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を

求めるものであります。

以上、31件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議のうえ、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議再開宣告 10時08分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時08分 ）

○議長（米澤壽重）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 10時50分 ）

（ 本会議再開宣告 10時50分 ）

日 程 第 7. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日12月10日は、委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、その様に決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。

次の本会議は、12月11日に開き「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会いたします。

（ 散 会 宣 告 10時50分 ）

以 下 余 白